

在宅療養後方支援病院 患者登録のご案内

在宅療養後方支援病院制度 とは

在宅療養されている患者様が、病状の急変等により緊急の診療や入院が必要になった際に、24 時間体制で受け入れる制度です。

この制度を利用するには、**事前の登録が必要**となります。

また、届け出は1 患者1 病院となります。1 人の患者さんが複数の医療機関に届け出をすることは出来ませんのでご注意ください。

登録対象者 ※以下の①～③を全て満たす方

- ① 自宅・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・ケアハウス・有料老人ホーム・グループホーム・サービス高齢者住宅 等にお住まいの方
- ② 訪問診療を受けている方
- ③ 在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料・在宅がん医療総合管理料・在宅療養指導管理料（在宅自己注射指導管理料を除く）の何れかを入院月から入院前月に在宅医療機関で算定している方

登録をご希望の際はかかりつけ医を通しての登録が必要になります

- まずは、かかりつけ医にご相談します
- かかりつけ医より、在宅療養後方支援病院に関する説明を受けた上で同意書にサインしてください
- 後日かかりつけ医へ、登録完了のお知らせをいたします

※体調が悪くなった際は、まずはかかりつけ医にご連絡ください



川崎市立井田病院（電話番号 044-788-0582）

川崎市 出力日 @SYSDATE 20201001 Ver.1 地域医療部